

奉天地方官僚集団の形成

——辛亥革命期を中心に——

江 夏 由 樹

はじめに

清朝の中央集権的な官僚機構の下では、官吏が地方官として自己の本籍、寄留籍所在の省内に赴任することは原則的に禁じられていた。この地方官の「本籍廻避」という制度は、地方の政治に中央から派遣された地方官の私情が入りこまないようにとの配慮から行われた¹⁾。科挙に合格し、官吏に登用された者の多くはそれぞれの郷里にあっては地方の有力者、或いはその子弟であった。したがって、公権力を有した地方官が郷里において在地勢力と結びつき、土着化した力を持つという事態を防ぐためにも、清朝は地方官の「本籍廻避」を行う必要があった。

清末の奉天省においても、この「本籍廻避」の制度は遵守されており、奉天省中央及び省内各地を統治する地方官の職は他省出身者によって占められていた。一方、張作霖政権の時代になると、「奉人治奉（奉天省の人間が奉天を治める）」という語が示すように²⁾、この地域の行政機構の中樞は概ね奉天省出身の官僚によって掌握されていた。こうした地方官僚の集団が張作霖、張学良政権を支え、さらに「満洲国」成立の際にも重要な役

割を果たしていったのである。彼ら地方官僚の多くは奉天各地の有力な家の出身であった。では、奉天省の在地有力者はいつごろ、どのように自分達を組織し、官僚としてこの地方の政治に参加する契機を掴んでいったのであろうか。さらにその後、彼らは如何に中央から派遣された官吏を奉天政界から駆逐し、この地域の政治を自己の掌中に収めていったのであろうか。換言すれば、奉天省において、清末の中央集権的な制度（郡県制）は如何に崩壊し、そこに地方分権的な制度（封建制）が確立していったのであろうか。³⁾ 本稿が辛亥革命期における奉天地方官僚集団の形成過程について考察するのは、こうした問題関心からである。

筆者はかつて旧奉天省遼陽の有力者袁金鎧が、義和団事件、日露戦争の混乱の中で郷村の民間自衛組織である郷団を指揮し、遼陽の地方社会で強い勢力を築き上げていったことを論じたことがある。⁴⁾ 袁金鎧は張作霖政権の下で奉天軍民兩署秘書長、張学良政権の下で東北政務委員会副委員長、さらに「満洲国」の参議府参議、尚書府大臣等を務めた人物である。⁵⁾ まさに彼の経歴は、無名の在地有力者が強い権力を有する地方官僚となった典型的な例を示していると言えよう。袁金鎧の辿った歴史を調べてみると、彼が奉天政界の実力者として台頭していくうえで極めて重要な契機が、清末から辛亥革命期にあったことが分かる。まず、宣統元年（1909）、袁金鎧は遼陽における在地支配力を背景に奉天諮議局議員、さらにその副議長に選出された。諮議局は清末の「立憲運動」の高揚のなかで、各省に設けられた「省議会」であり、その議員に選出された者は、省内各地、各界の有力者であった。⁶⁾ 奉天省の近代史のなかで、諮議局の設立は省内各地の有力者を結集し、彼ら在地勢力に政治的な発言権を与えたという点で重要な意味を有していた。

さらに辛亥革命を迎えると、奉天各地から選出されていた諮議局議員等は、「議会」における発言権だけでなく、この地方の行政に直接関わる機

会を獲得していった。武昌における新軍の蜂起と各省の独立が伝えられるなかで、奉天省では他省出身の地方官だけで省内の秩序を維持することは困難な情勢となってきた。そこで、当時の奉天地方権力は省内各地に勢力を有する諮議局議員等を統治機構の内側に取り込むことによって、革命の危機を乗り越えようとした。具体的には、清朝中央から奉天に派遣されていた地方官と諮議局議員等が連合することによって、「奉天保安公会」という暫定的な行政機関が組織された。⁷⁾ 袁金鎧をはじめ、張作霖、于冲漢（後に、張作霖政権下の奉天交渉史、「満洲国」監察院長）、曾有翼（同じく、参議院議員、衆議院議員、張作霖政権下の山海関監督⁹⁾）といった奉天出身の有力者が、この組織の要職についた。つまり、「奉天保安公会」の成立により、袁金鎧等の奉天地元有力者は自ら奉天統治の一翼を担い始めたのである。このことは、清朝の時代における地方官の「本籍迴避」の理念が崩壊し、「奉人治奉」の第一歩が踏み出されたことを意味していた。

本稿はこうした清末における奉天の地方官僚集団の形成過程について、次のような順序で議論を進めていく。まず第一章では、奉天の在地勢力の組織化を推し進め、やがてはこうした在地勢力によって奉天政界から駆逐されていった清末の奉天地方官について考察する。第二章では、奉天地元の有力者が実際にどのような過程を経て諮議局等の「地方議会」の議員に選出され、議員として省の政治に直接関わり始めたのかを説明する。第三章では、「奉天保安公会」の成立に注目し、辛亥革命の混乱のなかで、袁金鎧等の在地有力者が如何にして地方官僚としての地位を獲得し始めていったのかを論じる。

1) 『臨時台湾旧慣調査会第一部報告 清国行政法〔復刻版〕』（汲古書院、1972年）第一巻下 262-67 頁

2) 園田一亀『奉天派の新人と旧人（張作霖を中心として）』（奉天新聞社、大正12年）6 頁

- 3) 中国では、中央集権的な体制を「郡県」、地方分権的な体制を「封建」という語で表現し、各々の体制の得失が古くから知識人によって論じられてきた。したがって、ここで言う「封建制」は近代歴史学の概念としての「封建制 (feudalism)」とは異なる。とりわけ、顧炎武の力説した「封建」と「郡県」の概念について考察した研究として、増淵竜夫『歴史家の同時代史的考察について』(岩波書店、1983年)を挙げることが出来る。特にそのうち、「歴史認識における尚古主義と現実批判―日中両国の『封建』・『郡県』論を中心に―」同書、171-224頁
- 4) 拙稿「旧奉天省遼陽の郷団指導者、袁金鎧について」『一橋論叢』第100巻6号、昭和63年12月
- 5) 外務省情報部『現代中華民国・満洲帝国人名鑑(昭和12年版)』(東亜同文会、昭和12年)618頁
- 6) 張朋園『立憲派と辛亥革命』(中央研究院近代史研究所、民国58年)12頁
- 7) 王魁喜、呉文衡、陸方、石箴、徐楓、徐風晨『近代東北史』(黒竜江人民出版社、1984年)376頁
- 8) 前掲『現代中華民国・満洲国人名鑑(昭和12年版)』616頁
- 9) 同書、654頁

1 清末の奉天地方官

(1) 日露戦争後、東三省における官制改革

清朝は光緒33年(1907)、それまでの盛京、吉林、黒竜江將軍による東三省の軍政支配を廃し、この地域に関内各省と同様の総督巡撫制をしい¹⁾た。初代の東三省総督として徐世昌が任命され、唐紹儀、朱家宝、段芝貴がそれぞれ奉天、吉林、黒竜江巡撫の職に就いた。徐世昌、及び宣統元年(1909)に徐世昌の後を継いだ錫良の下で、東三省では行政機構をはじめとする、政治、経済、社会の諸制度の改革が進められた。こうした改革が

行われた背景には、ロシアと日本による東三省の侵略という緊迫した状況があった。義和団事件の際にはロシアによって、さらに日露戦争の際にはロシアと日本によって、東三省は軍事的に占領された。その後も、日露協約の存在のもとで、この地域に対する清朝の主権は絶えず脅かされていたのである。したがって、日露戦争後、清朝は総督巡撫制を基礎とする統治機構を東三省に確立し、この地域が清朝の不可分の領土であることを意志表示するとともに、その内政再建を急いだのであった。

このうち奉天省では、宣統年間にいたると、総督錫良が奉天巡撫を兼務し、そのもとで奉天民政使、提学使、提法使、交渉使、度支使、塩運使、勸業道等が、それぞれ民治、教育、法律、外交、財制、塩務、農工商²⁾勸業等の事務を司った。一方、各地方でも府庁州県の新設、整備が進んだ。³⁾「まえがき」でも述べたように、清朝中央から奉天に送り込まれた地方官、つまり、総督巡撫以下、上記の各官衙の長、各地の知州、知県等には、原則的に他省出身の官吏が任命された。表1が示すように、趙爾巽の場合を除けば、清末の奉天地方政府高官に奉天出身者はいない。そこで問題となった点は、もともと奉天の実情に疎い他省出身の官吏が、果たしてこの地域を有効に統治できるのかということであった。これは、地方官の「本籍廻避」の制度そのものが抱えていた弊害であった。特に、ロシア、日本軍の占領によって、清朝の統治機構そのものが半ば麻痺していた20世紀初頭の奉天省では、この問題は深刻であった。本稿がここで注目したい点は、清朝がこの問題に対し、次のような二つの対応を行ったことである。第一には、奉天各地を次々とその任地とし、他省の出身であっても、この地域の実情に通じた地方官を育成することであった。こうした方法を採用すれば、地方官の「本籍廻避」の制度は維持され、且つ、地方官と任地との間に密接な関係を確立することが期待できた。第二には、奉天各地の在地有力者を諮議局、あるいは各地の議事会、董事会という「地方自治会」のも

表 1 清末の奉天地方政府高官

() 内は出身地

	宣統 2 年 11 月	宣統 3 年 7 月
總督東三省兼奉天巡撫	錫 良 (蒙古旗人)	趙爾巽 (漢軍旗人)
交渉使	韓国鈞 (江蘇)	韓国鈞 (江蘇)
民政使	張元奇 (福建)	張元奇 (福建)
度支使	齊福田 (順天)	朱鍾琦 (安徽)
提學使	盧 靖 (湖北)	盧 靖 (湖北)
提法使	吳 鈞 (江西)	吳 鈞 (江西)
高等審判庁庁丞	許世英 (安徽)	許世英 (安徽)
高等檢察庁檢察長	汪世杰 (浙江)	汪世杰 (浙江)
塩運使	熊希齡 (湖南)	熊希齡 (湖南)
勸業道	趙 猷 (山西)	蕭應椿 (雲南)
錦新營口兵備道	周長齡 (広東)	周長齡 (広東)
洮昌兵備道	趙臣翼 (順天)	俞明頤 (浙江)
興鳳兵備道		
臨長海兵備道		

史料：1 『東方雜誌』第 7 年第 12 期「宣統 2 年 11 月職官表」(宣統 2 年 12 月)『東方雜誌』第 8 卷第 7 号「宣統 3 年 7 月職官表」(宣統 3 年 7 月)

2 『奉天通志』卷 135「職官 14 表 11 清文職 宣統」49-53 頁(洋装本 第 3 冊 3081-3083 頁)

とに結集し、⁴⁾ こうした「自治組織」を通して、在地勢力を公権力に協力させていこうとしたことである。つまり、顧炎武の言葉を借りれば、上記の二つの対応は、如何に清朝が「封建の意を郡県の中に寓する」ことに腐心したか⁵⁾ということを示している。まず、この清朝の第一の対応から論じていくことにしよう。

(2) 奉天統治に通じた地方官の育成

義和団事件、日露戦争後の混乱した奉天社会を統治することは、他省出身の清朝官吏にとって極めて困難な任務であった。奉天の実情に疎い地方官が任地を円滑に統治出来るか否かは、結局在地勢力の協力の如何にかかっていたと言えよう。こうした事情のもとで、清朝が奉天の地域社会に明

るく、この地域の統治に通じた地方官を特に育成しようとしたとしても不思議はない。また、一度、奉天省の事情に通じた地方官がいて、省の最高権力者であった將軍、あるいは總督巡撫はなかなかそうした人物を手放さなかったであろう。清朝の制度によれば、吏部は各省の地方官を總督巡撫の推薦によって任命することが出来た。この形式による官吏の任命を「提調」といった⁶⁾。こうした「提調」という形式をとることにより、一人の官吏が次々と地方官として奉天各地を転任していったことは十分に想像できる。

実際、『奉天通志』の「職官志」に目を通すと、そうした奉天地方官が意外と多いことに気付く。例えば、光緒年間の奉天各州県の知州、知県の名簿のなかには、広州駐防漢軍鑲白旗人出身の繙訳進士談広慶、浙江出身の監生錢開震、同じく浙江出身の副貢錢宗昌、順天出身の附貢孫壽昌等の名前をしばしば見出すことが出来る。このうち、談広慶は光緒4年(1878)に承德県知県に署された後、海城県知県、広寧県知県、新民庁撫民同知、再び承德県知県、金州庁海防同知、奉天府軍糧同知、營口海防同知、蓋平県知県、寧遠州知州、金州庁海防同知等を次々と歴任した。彼は盛京將軍慶裕に重用され、日清戦争の際には、金州同知として大いに勇名を馳せたという⁸⁾。その官歴が示すように、談広慶はまさに奉天統治を専門とするような地方官であった。

清末の奉天地方官の名簿を調べてみると、やはり、そこにも奉天統治と深く関わった官吏の名前を数多く見出すことが出来る。ここでは、そうした地方官の代表として、清末から辛亥革命直後にかけて奉天地方政府の要職にあった張錫鑾、張臣翼、榮厚、趙爾巽の場合について考察してみよう。

浙江錢塘出身の監生、張錫鑾は光緒元年、鬍匪討伐のために奉天に派遣され、その功績により、光緒3年(1877)に通化県設置委員に任命された。その後、同4年5月に通化県知県に試署され、さらに、錦県知県、鳳凰直

隸同知，中江稅務監督，奉天分巡東遼兵備道（2度），財政總局兼營務處督，奉天度支使（2度）等を歴任した。特に，日露戦争時には奉天分巡東遼兵備道として郷民の保護にあたり，光緒33年（1907）の安東海関開設の際にも大きな功績を挙げたと伝えられている。宣統3年，山西巡撫に任命されて奉天を去ったものの，辛亥革命直後，彼は再び都督として奉天政界に復歸した。一時，福建省興化府等に赴任したこともあったが，張錫鑾の実に30年以上にもわたる清朝官吏としての任地は，概ね奉天各地であった。⁹⁾

張臣翼は江蘇省丹徒出身の進士であった。彼は光緒13年（1887）に金州庁海防同知に署されて後，海竜庁撫民通判，錦県知県，寧遠州知州，鉄嶺県知県（2度），興仁県知県等の奉天地方官を歴任し，宣統の末年には興鳳道を務めていた。張臣翼も，日露戦争時，寧遠州知州として郷民の保護に大きな功績を挙げたという。¹⁰⁾

栄厚は満洲鑲藍旗人である。彼は光緒末年到北京から奉天旗務司の一僉事として赴任し，その後，錦州府知府，錦州府官莊地墾務局総辦，奉天候補道，奉天清理財政正監理官，奉天造幣分廠辦計，同廠総辦等を歴任し，清末の奉天官界では理財通として重用されていた。¹¹⁾

趙爾巽は漢軍正藍旗人の官吏である。彼は光緒10年に進士となり，翰林院編集を振出に，湖北，貴州，広東，安徽，陝西，山西等の各省の地方官を歴任した。その後，彼は光緒28年に湖南巡撫，さらに光緒30年には戸部尚書に任じられた。次いで，日露戦争直後の光緒31年（1905）4月から同33年5月まで，趙爾巽は最後の盛京將軍の地位にあった。続いて，趙は湖広総督，順天府伊兼内務府大臣，四川総督を務め，辛亥革命直前の宣統3年3月，東三省総督に任命された。¹²⁾つまり，日露戦争と辛亥革命時という二つの重要な時期に，彼は東三省の最高権力者であったことになる。¹³⁾ここで，興味深い点は，趙爾巽が実は奉天の名家出身であったことである。

奉天出身の趙爾巽が奉天の地方官に任命されたということは、本来ならば、「本籍廻避」の原則に反することであった。しかし、彼の場合、漢軍旗人という特別な身分を有していた。漢軍旗籍は主に清朝入関以前に清朝に投降した漢人、及びその子孫に与えられていた。彼らは漢人でありながら、¹⁴⁾ 清朝支配層を形成した旗人として様々な特権を付与されていたのである。つまり、趙爾巽は旗人であったがゆえに、盛京將軍、東三省總督に任命されることが出来た。漢軍旗人という身分制度を巧妙に利用しつつ、奉天出身の趙爾巽を盛京將軍、東三省總督に据えた点に、如何に清朝が「本籍廻避」の制度を維持しつつも、地方の実情に通じた地方官を奉天の地に配置することに腐心していたのかが窺える。

さらに上記の四人以外にも、清末に奉天各地を歴任した著名な地方官として、史紀常（江蘇省宜興出身の舉人、洮南府知府、遼陽州知州、通化県知県等を歴任¹⁵⁾）、談国桓（広州駐防漢軍鑲白旗人で舉人、錦州府知府、營口海防同知、鳳凰直隸庁同知等を歴任¹⁶⁾）、張元奇（福建候官出身の進士、錦州府知府、奉天民政使等を歴任¹⁷⁾）等の名前が挙げられる。

その経歴が具体的に示しているように、張錫巽、張臣翼、榮厚、趙爾巽、史紀常、張元奇、談国桓等は奉天統治に深く関与した清末の官吏であった。彼らは奉天地方官としての経験を積み重ねるなかで、奉天中央、及び省内各地の事情に通じ、清末の奉天地方行政の重要な一角を担っていたのである。当然ながら、奉天在任の長かった彼らと在地勢力との間には密接な関係が存在したであろう。

しかしながら、中央集権的な体制を維持していくうえで、ある特定の地方を一部の地方官を中心に統治することは、本来、好ましいことではなかった。そこには、地方官の土着化という危惧すべき問題があったからである。「本籍廻避」の理念が示すように、公權力を有した地方官と民間の在地勢力との間には絶えず相互が牽制しあうような緊張した関係が必要であ

表 2 民国初頭の奉天地方政府高官

() 内は出身地

	民国元年 (1912)	民国 2 年 (1913)
都督	趙爾巽／張錫鑾	張錫鑾 (浙江)
民政長	趙爾巽／張錫鑾	張錫鑾 (浙江)／許世英 (安徽)
内務司長	(未設)	榮 厚 (滿洲旗人)
財政司長	(未設)	趙臣翼 (順天)／袁金鎧 (奉天) ／王獻煒 (湖北)
教育司長	(未設)	莫貴恆 (奉天)
実業司長	(未設)	馮紹唐 (奉天)
省城警察庁長	姜思治	姜思治 (浙江)／廖彭 (貴州)
特派交渉員	于冲漢	于冲漢 (奉天)
山海関監督	夏偕復	夏偕復 (浙江)
安東関監督	(未設)	徐致善 (直隸)／祝瀛元 (京兆)
東三省塩運使	張翼廷／方述	羅振方 (浙江)
高等審判庁長	(未設)	程繼元 (安徽)
高等檢察庁檢察長	(未設)	袁青選 (湖北)
中路觀察使	(未設)	張翼廷 (熱河)
東路觀察使	(未設)	朱淑薪 ()
西路觀察使	(未設)	錢鏐 (江蘇)
南路觀察使	(未設)	王樹翰 (奉天)
北路觀察使	(未設)	王秉鉞 (奉天)

出典：劉寿林編『辛亥以後 17 年職官年表』（中華書局，1966）252 頁

った。ここに、地方に根を下ろした奉天地方官を育成しつつも、そうした地方官の土着化を防がなくてはならないという、厄介な問題が存在した。では、上記の張錫鑾、張臣翼、榮厚、趙爾巽、史紀常、張元奇、談国恒等という奉天地方官は実際に土着的な勢力を有していたのであろうか。

表 2 が示すように、総督趙爾巽は辛亥革命後には奉天都督に、張錫鑾、張臣翼、榮厚も民国 2 年にそれぞれ奉天都督／民政長、内務司長、財政司長に任命された。つまり、民国政府も、こうした奉天統治に長けた地方官を必要としたのである。また、史紀常、張元奇、談国恒も辛亥革命後、奉天政務庁長、奉天巡按使、奉天実業庁長といった奉天地方政府の要職を務

18) めた。理財通として知られていた榮厚などは、やがて「満洲国」の時代に至ると、「満洲中央銀行總裁」の地位を得る¹⁹⁾までになった。新たな中央政府が確立されたにもかかわらず、一部の奉天地方官がそのまま現地で任用されたという事実は、こうした地方官が既に土着的な力を有していたことを窺わせる。清朝の危惧していた事態は一部で現実のものとなっていたといえよう。特に、榮厚、史紀常、談国桓等はその後、張作霖政權下において奉天地方官僚の重要な

表 3 張作霖政權末期の奉天地方政府高官
() 内は出身地

	民国 17 年 (1928)
督辦	張作霖 (奉天)
東辺鎮守使	馬竜潭 (直隸)
省長	劉尚清 (奉天)
政務庁長	閔定保 (奉天)
財政庁長	王永江 (奉天)
教育庁長	邢彥樹 (奉天)
実業庁長	張之漢 (奉天)
全省警務処長 } 省会警察庁長 }	王家勲 (直隸)
特派交渉員	高清和 (奉天)
山海関監督	孟昭漢 (山東)
東三省塩運使	翟文選 (黒竜江)
高等檢察庁檢察長	趙梯青 (直隸)
遼瀋道尹	佟兆元 (奉天)
東辺道尹	邵克莊 (奉天)
洮昌道尹	戰滌塵 (黒竜江)

出典：劉寿林編『辛亥以後 17 年職官年表』（中華書局、1966）260 頁

一翼を形成していった。彼らの場合、清朝の地方官として奉天を統治するなかで、次第に自己の私的な勢力をこの地に扶植していったのであろう。この点は、清末の奉天地方官と辛亥革命後の奉天地方官僚との間に、人脈的な繋がりが一部あったことを示すものである。

このように、清朝中央から派遣された奉天地方官の一部は任地において土着的な力を獲得していった。しかし、こうした事実とともに、清朝の地方官はあくまでも中央集権的な官僚機構のもとに置かれていたという原則を忘れてはならない。地方官として如何に長年奉天の地を統治し、地方で強大な権力を行使していたとしても、彼らの権力はあくまでも中央政府から付与されたものであった。したがって、中央政府の統治能力が衰えてし

まえば、多くの場合、地方官の任地における支配力は消失した。実際、清末の奉天地方政府高官（表3）の多くは、民国成立とともに奉天政界を去り、その後の奉天政治とは直接関わりを持たなかった。また、民国政府により奉天都督、内務司長に任命された張錫鑾、張臣翼等にしても、辛亥革命後数年のうちに、奉天の地を去ることとなったのである。

こうした中央政府派遣の地方官に代わって、辛亥革命後、奉天の地方行政を掌握したのは地元出身の有力者であり、彼らが奉天の地方官僚集団の中核を形成した。興味深い点は、こうした在地勢力が清末の奉天地方官の手による内政再建政策、具体的には如何に在地有力者を公権力のもとに協力させていくかという政策のなかから生み出されてきたことである。言い換えれば、清末の奉天地方官は自らが育成、組織した在地勢力によって、奉天官界からやがて放逐されていったのであった。次の章では、こうした奉天の在地勢力が如何にして清末の公権力によって組織されていったのかを見てみよう。

- 1) 前掲『清国行政法』第1巻下 94-95 頁
 - 2) 同書, 第1巻下 95 頁
 - 3) 同書, 第1巻下 97-98 頁
 - 4) 『満洲一般誌 草稿』（関東都督府, 明治44年）巻1 445-79 頁
 - 5) 『亭林文集』巻之1「郡県論」1〔顧炎武『顧亭林詩文集』（中華書局, 1976）12 頁〕
 - 6) 前掲『清国行政法』第1巻下 236-38 頁
 - 7) 『奉天通志』巻135「職官14 表11 清文職」15-62 頁, 及び巻136「職官15 表12 清文職」1-95 頁〔同書, 洋装本（古旧書店1983年）第3冊, 3064-3135 頁〕
 - 8) 同書, 巻141「職官20 宦績4 清」46 頁（洋装本, 第3冊, 3246 頁）
 - 9) 同書, 巻141「職官20 宦績4 清」51 頁（洋装本, 第3冊, 3248 頁）。
- 並びに、外務省情報部『現代支那人名鑑』（大正13年）168-169 頁
- 10) 同書, 巻141「職官20 宦績4 清」51-52 頁（洋装本, 第3冊 3248-3249

頁)

- 11) 前掲『現代支那人名鑑』833頁
- 12) 前掲『奉天通志』巻141「職官20 宦績4 清」49-50頁(洋装本, 第3冊, 3247-3248頁)。前掲『現代支那人名鑑』728-29頁
- 13) 『奉天通志』は趙爾巽の父文穎が遼陽の人であったと説明している。また, 趙爾巽だけでなく, 彼の父文穎, 兄弟の趙爾震, 趙爾萃も進士の身分を有していた。前掲『奉天通志』巻154「選挙1 進士 清」48, 51, 53頁(洋装本 第4冊, 3579, 3581, 3582頁)。なお, 辛亥革命の際に殺害された趙爾豊も趙爾巽の弟であった。銭実甫『清季新設職官年表』(中華書局, 1961年) 89頁
- 14) 漢軍旗人についての研究として, 浦廉一「漢軍(烏真超哈)に就いて」『桑原博士還暦記念東洋史論叢』(弘文堂, 昭和5年)
- 15) 前掲『奉天通志』巻141「職官20 宦績4 清」62-63頁(洋装本 第3冊, 3254頁)
- 16) 前掲『奉天通志』巻135「職官14 表11 清文職」22, 36, 40頁(洋装本 第3冊, 3067, 3074, 3076頁)
- 17) 前掲『奉天通志』巻141「職官20 宦績4 清」53頁(洋装本 第3冊, 3249頁)
- 18) 史紀常, 談国桓の辛亥革命後の詳しい官歴については, 前掲『奉天派の新人と旧人』80-86, 103-109頁
- 19) 前掲『現代中華民国・満洲帝国人名鑑(昭和12年版)』617頁

2 奉天在地有力者の「地方議会」議員への選出

(1) 諮議局選挙の準備

清末の奉天地方官が関与した重要な政策の一つに, 諮議局の設立があった。諮議局は清末の各省に設けられた「地方議会」であり, 督撫の諮詢に答え, 予算等をはじめとする, 各省の諸問題を審議する機関であった。清

末の「立憲運動」が高揚するなかで設立された各省の諮議局は、さらに、清朝に対する「国会開設請願運動」を推し進める中核的な組織となっていた。²⁾ 奉天諮議局もそうした運動を積極的に担ったことで知られている。各省諮議局が清末の「立憲運動」なかで果たした役割については、これまでも多くの研究が注目してきた。³⁾ 一方、本章は別の視点から、この諮議局の問題を取り上げたい。それは、諮議局等の「地方議会」選挙の準備過程を通じて、奉天各地の在地有力者が組織され、こうした在地勢力を代表する諮議局議員等が省の政治に公的に介入し始めたことの意味を明らかにしていくことである。

奉天省では、光緒 33 年の民政移行後、総督徐世昌、錫良のもとで諮議局選挙の準備が進められた。諮議局選挙の選挙権、被選挙権は、後述するように、一定の財産、身分、官位を有する者にのみに与えられた。したがって、選挙権、被選挙権を有する者の名簿を作成することが、諮議局設立のための重要な準備作業となった。例えば、資産によって選挙人を確定するには、まず、土地所有関係等について調査する必要があった。しかしながら、総督徐世昌自身の言葉によれば、20 世紀初頭の奉天地方権力はこの地域の土地、戸口について何ら十分な情報を有していなかった。こうした事態の背景には、満、蒙、漢という各民族の雑居、急速な農業開発に伴う移民の流入、また、義和団事件、日露戦争の際にこの地域がロシア、日本によって軍事的に占領されたことなどが挙げられる。徐世昌が強調していたように、諮議局選挙を行なうためには、まず各地の実情調査から始めることが必要であった。⁴⁾ 問題は、誰がこうした調査を行うかということであった。実際問題として、他省出身の地方官が在地勢力の協力なしに、この種の調査を行うことは出来なかった。では、奉天地方権力は如何にして各地の有力者を動員、組織し、こうした調査事業を推し進めていったのであろうか。

奉天では、最後の東三省総督であった趙爾巽が「諮議局章程」の公布を受けて、諮議局開設のための準備機関として全省自治局を設け、そこに調査員養成会を付設した。徐世昌によれば、各地の士紳が、隣選、あるいは各州県からの推薦によって調査員に選ばれた。⁵⁾ 各州県の地方官はそれぞれ数名の地方有力者を調査員として奉天中央に推薦したようである。この調査員養成会の卒業生が、まず、最初に諮議局選挙のための準備調査に着手した。彼らは養成会で一定の研修を受けた後、調査のためにそれぞれの出身地に派遣された。この実情調査は光緒 33 年 10 月に開始され、翌年 6 月にひとまず終了した。各調査員の報告書は十数頁から百余頁におよび、そのなかには各種標本、各地の写真、地図も含まれていたという。その調査項目は土地、気候、戸口、生計、教育、政治、農、工、商、鉱業、交通、民事、風俗等の多岐にわたっていた。⁶⁾ したがって、この調査は単に諮議局選挙準備のためだけに行われたのではないことが分かる。そこには、地方統治のために必要不可欠な諸情報を収集しようという、奉天地方権力の意図があった。

続いて、光緒 34 年、徐世昌は諮議局開設の準備事務局として、諮議局籌辦処を奉天に設け、ここに自治研究所を併設した。⁷⁾ この自治研究所は、調査員養成会を改組して設立したものであり、その學員には多くの調査員養成会卒業生がそのまま採用された。また、新たに各州県からの推薦を受けた地方の士紳が學員に採用された。「地方自治研究所章程」の第 6 条によれば、自治研究所の入所資格者は、20 歳から 50 歳までの男子であり、且つ、恒産を有し、品行端正で文理に精通している者でなくてはならなかった。⁸⁾ このことは、自治研究所學員に採用された者が、奉天各地の地主等の有力者、あるいはその子弟であったことを裏付けている。

自治研究所の設立の目的は、奉天中央、及び各地方に将来設立される「地方議会」の選挙準備、また、各地の「自治組織」の指導者を養成する

ことにあった。そこで、研究所で教授される学科の内容もこの目的に沿うものであった。一年間の修業年限のなかで、憲法、法学、議員法、選挙法、自治制度、経済学、財政学、農工商政策、植民政策等が講義された。⁹⁾ 自治研究の學員が伝統的な四書五經の学問ではなく、将来の官吏にとって必要な新しい知識を習得したという点は重要である。科挙が既に廃止されていた当時、多くの若い読書人は或いは海外に留学し、或いは新たに設立された学校に入学することを目指していた。奉天の在地有力者子弟が、新たな知識を求めて、或いは将来の仕官の可能性を求めて、調査員養成会、自治研究所の學員に志願したことは、十分に想像できよう。

奉天地方権力は、さらに、この自治研究所の制度を奉天中央から省内各地に拡大していくことを試みた。そのため、奉天中央の自治研究所を卒業した者は各自の郷里に自治研究所を設け、自らその講師となることを命じられた。錫良の上奏によれば、宣統元年に奉天中央の自治研究所で研修を終え、各地の自治研究所の講師となった者は173名であった。また、奉天省34箇所の地方の自治研究所で研修を受けた者は、宣統元年には2,686名、宣統2年には総計で実に3,785名の数にもなった。¹⁰⁾ このように、奉天公権力によって教育を施された自治研究所学員は、卒業後、それぞれの出身地で在地勢力を指導するという役割を担っていったのである。言い換えれば、調査員養成委員会、自治研究所が設立され、その組織が各地に拡大されていった過程は、奉天地方権力がこの地域の有力者を次第に自己の掌中に再編成していった様子を示していたとも言える。

民政移行後の奉天地方権力がその支配を地方の末端にまで確立するためには、まず、各地の状況を的確に把握し、さらに、各地方を支配する民間有力者を掌握する必要があった。この二つの目的を同時に達成するために設立された機関が、調査員養成会、自治研究所であった。一方、奉天各地の有力者もこうした奉天公権力の動きに積極的に呼応した。公権力の後盾

を得ることにより、彼らはその在地支配を一層強固なものとしていくことが出来たのである。

(2) 調査員養成会調査員、および自治研究所学員

調査員養成会、自治研究所の調査員や學員は奉天各地の有力者が採用された。では、具体的に、それは誰であったろうか。ここで、調査員養成会の場合を見てみよう。調査員養成会の卒業生こそ、日露戦争後の混乱のなかで、まず最初に各州県の推薦を受けて奉天中央に送り込まれた地方の有力者、及びその子弟であった。『東三省政略』には調査員養成会の調査員全ての名前が記されており、表4はそれをまとめたものである。この表が示すように、各县から1-4名の人間が調査員として奉天中央に送り込まれた。まず、ここで気付く点は、この102名の調査員のなかから、かなりの人数の者が後の奉天政界の有力者となっていったことである。例えば、海城県からは調査員として王玉泉が選ばれている。王玉泉は後に奉天諮議局の議員、さらに奉天省から資政員議員に選出された人物であり、辛亥革命時には奉天政界の重鎮の一人となっていった。王玉泉だけに限らず、多くの調査員がその後、奉天官界の有力者となっていった。例えば、辛亥革命後から張作霖政権の時代にかけて、奉天地方政府の要職に就いた調査員養成会出身の人物として、焉泮春〔復州出身、後に財政部顧問、奉天関監督¹¹⁾〕、高濤和〔錦県出身、後に奉天省城商埠局総辦、葫蘆島商埠局局長、奉天紡紗廠監察、特派交渉員¹²⁾〕、謝書林〔柳河県出身、後に昌図税捐徴収局長¹³⁾〕、姜文憲〔遼陽州出身、後に黒山税捐徴収局長、營口税捐徴収局長¹⁴⁾〕、秦之藩〔鉄嶺県出身、後に昌図県警察所長¹⁵⁾〕、孫孝宗〔蓋平県出身、後に莊河県知事¹⁶⁾〕といった名前を挙げることが出来る。

さらに、多くの調査員が、後に、国会、諮議局、省議会、各地の議事会、董事会の議員に選出されていった。表5は、そうした調査員養成会卒業生

表 4 諮議局籌辦處調查員養成會調查員名簿

調査地	調査員	その後の待遇	調査地	調査員	その後の待遇
承德県	李遇棠	諮議局編輯員 同	海城県	王玉泉	諮議局顧問官 研究所学員
	崔清倫			王広純	
	崔肇倫			昌図府	
	李巨源			孫彬彦	
興仁県	田永新	諮議局編輯員 同	遼源州	劉希文	研究所学員
	王振甲			李鶴皋	
	王家賓			張秀三	
	裕然			劉懋官	
本溪県	延箴	(自治)研究所 學員	奉化県	佳作霖	研究所学員
	慶徳			栗鐘華	
	姜文憲			孟松喬	
	王承楷			孫景雲	
遼陽州	麟拔	研究所学員	懷徳県	(撤差)	研究所学員
	書林			王作舟	
	陳和中			劉士元	
	史国箴			姚宗舜	
遼中県	富元	研究所学員	新民府	韓國賓	研究所学員
	鄭僕			靳銘書	
	士錫侯			高鳳書	
	秦之藩			劉百泉	
開原県	褚冠英	同	彰武県	苑芹	研究所学員
	田開宇			劉逢泮	
	張樹銘			王化宣	
	傅錫齡			李蔭棠	
法庫庁	陳福壬	同	鎮安県	蓋彤誥	同
	榮尉棻			陳文田	
	鳴麟			張壯猷	
	李延毅			杜燮銓	
復州	牟維新	研究所学員	東平県	楊沛霖	研究所学員
	焉洋春			劉惠泉	
	孫孝宗			金長緒	
	楊尉彬			謝書林	
蓋平県		研究所学員	柳河県	張晉升	研究所学員
				王丕承	
			營口庁		研究所学員

奉天地方官僚集団の形成

調査地	調査員	その後の待遇	調査地	調査員	その後の待遇	
盤山庁	路永年	同	岫巖州	英桂		
	盧維新	同		郝玉璞		
	王席珍	同		張燭		
	孫樹棠	研究所学員		于麟炳		
	孟憲湯	同		(撤差)		
錦西庁	穆仁栄	研究所学員	安東県	(撤差)	研究所学員	
	魁麟	同		満尚謙		
錦県	鄭会榜	研究所学員	寛甸県	(撤差)		
	高清和	同		(撤差)		
広寧県	宋景和	研究所学員	興京庁	劉樹棠	研究所学員	
	呂中詔			恒昌	同	
義州	徐煥廷	同	通化県	孫炳垣	研究所学員	
	(撤差)			胡名海	研究所学員	
寧遠州	宝文		懷仁県	李丕春		研究所学員
	郭光額			徐炳陽	同	
綏中県	王晉卿	研究所学員	輯安県	于会清	研究所学員	
	李玉書			臨江県		吳廷弼
鳳凰庁	姚宗虞		洮南県	豊申	研究所学員	
	宗光裕			開通県		鐘奇
	王瑞五			靖安県		劉佐
	栄斌			安広県		阮広声
莊河庁	李其昌	研究所学員				

史料：『東三省政略』巻6「民政 奉天省」17 a-21 b 頁（洋装本，第7冊 3695-3704 頁）

のその後の議員経歴をまとめたものである。僅か100名程度の調査員のなかから、後に諮議局議員，省議會議員になった者が17名，国會議員になった者が実に7名もいる。その中には，焉泮春，高清和といった，その後の奉天地方政府の著名な官僚の名前も含まれていた。まさに，調査員養成会は辛亥革命後の奉天政界実力者を生み出す母体のような役割を果たしていたのであり，その設立はその後の奉天地方政治にとって極めて重要な意味を有していた。

一方，奉天中央に設立された自治研究所の学員には，多くの調査員養成

表 5 調査員養成会調査員のその後の議員経歴（省レベル以上）

調査員(出身地)	選出された議会	
	地方議会（奉天省）	国 会
富元（鉄嶺）		参議院議員
傅錫齡（法庫）	省議会議員	
陳福壬（法庫）	省議会議員	
牟維新（復州）	諮議局議員	
焉泮春（復州）	諮議局議員 省議会議員	衆議院議員
孫孝宗（海城）		参議院議員 衆議院議員
王玉泉（海城）	諮議局議員	資政院議員
劉百泉（新民）	省議会議員	
苑芹（彰武）	省議会議員	
王化宣（鎮安）	諮議局議員	
蓋彤誥（海竜）		衆議院議員
杜燮銓（東平）	諮議局議員 省議会議員	
謝書林（柳河）	省議会議員	参議院議員
王席珍（蓋平）	省議会議員	
高清和（錦県）	省議会議員	衆議院議員
宋景和（広寧）	省議会議員	
英桂（莊河）	諮議局議員 省議会議員	
郝玉璞（海城）	省議会議員	
劉樹棠（興京）	省議会議員	
于会清（輯安）	省議会議員	

史料：1 『奉天通志』巻 160「選舉 7 新選舉」49-64 頁（洋装本 第 4 冊 3724-3731 頁）

2 劉寿林編『辛亥以後 17 年職官表』（中華書局，1966）494 頁

会卒業生がそのまま採用された。残念ながら、その學員全ての名前を明らかにすることは出来ない。そこで、ここでは、海竜県と遼陽県の自治研究所の場合を見てみよう。『海竜県志』によれば、海竜の自治研究所の所長には劉順則、学監には張紳甲、講員には李毓璞が任命され、王在鎬、杜燮銓、王蔭棠、金正元、張允中、謝書林といった地元有力者がこの研究所を支えていた。¹⁷⁾ このうち、杜燮銓、謝書林は調査員養成会の調査員出身であった。また、王在鎬、王蔭棠、張允中は後に諮議局議員に、謝書林は省

議會議員、奉天選出参議院になっている。一方、遼陽の自治研究所の所長には呉恩培が、また、講師には姜文憲、高玉衡、侯乃封等が採用されている¹⁸⁾。このうち、姜文憲は調査員養成会の出身である。また、呉恩培もその後の奉天政界の有力者であり、やがて、「満洲中央銀行」の理事等を務めた人物であった¹⁹⁾。このように、海竜、遼陽の自治研究所の場合を見ても、各地の自治研究所には多くの地方有力者が結集していたことが分かる。調査員養成会の場合と同様、彼らは自治研究所の設立に参加することで、奉天の地方政治に関わる契機を掴んでいったのである。

(3) 諮議局議員の選出

こうした調査員養成会、自治研究所の準備調査の成果をもとに、宣統元年（1909）、諮議局議員選挙のための選挙人名簿の作成が開始された。『東三省政略』の記述によれば、16名の司選員の監督のもとで自治研究所学員180名、憲政講習所学員100名が調査員としてそれぞれの出身地に派遣され、彼らは宣統元年2月までに奉天全省で52,679人からなる選挙人名簿を作成した²⁰⁾。この人数は当時の奉天省の全人口とされた8,769,744人の0.6パーセントにあたり、極めて少数の者にのみ選挙権が与えられたことを示している²¹⁾。この名簿をもとに、宣統元年3月18日に45の選挙区で第一次選挙が実施され、選挙人500名、候補人108名が選出された。さらに錫良の着任後の4月1日、8つの選挙区で第二次選挙が実施され、50名の諮議局議員が選出された²²⁾。選挙人名簿作成の際と同様に、各地で選挙の監督にあたったのは自治研究所、憲政講習所の學員であった。

諮議局選挙の選挙権は25歳以上の男子で、且つ、次の条件の一つを満たす者に与えられていた。その条件とは、(1)教育その他の公益事業に3年以上従事し、成績優秀なる者、(2)中等学校卒業以上の学歴を有する者、挙人、貢生、秀才等の各種の科挙合格者、(3)文官七品、武官五品以上の

任官経験者、(4) 5,000 元以上の資本を有する商工業者か、または同額以上の土地所有者、というものである。また、被選挙権は同条件で 30 歳以上の男子²³⁾に与えられていた。ここで、一つの目安を示すと、評価額 5,000 元以上の土地所有とは、地価の高かった遼陽あたりで 200 畝以上、他地域では 300-500 畝以上の土地所有を意味していた²⁴⁾。当時、奉天省南部で自作していくためには、20-30 畝程度の土地が必要であったことを考えると、評価額 5,000 元以上の土地所有というものがかなりの規模であったことが分かる。選挙権、被選挙権が財産、官位、旧科举制度における身分、学歴で規定されていたことは、ほんの一握りの在郷の官僚、大地主、大商人のみが諮議局選挙に関与できたことを意味する。特に、選出された諮議局議員は奉天の在地支配層の頂点に位置し、既に一定の政治的な地位、経歴を有していた者であつたろう。

では、どのような人物が諮議局議員に選ばれたのであろうか。表 6 は選出された奉天諮議局議員 50 名の姓名、当選時の年齢、貫籍、科举制度のもとでの身分をまとめたものである。既に説明したように、王玉泉、焉泮春をはじめとする何人かの議員は調査員養成会、自治研究所の出身であった。彼らは各地を代表する有力者であり、調査員養成会、自治研究所の学員として諮議局選挙の準備に携わるなかで、結局自らが諮議局議員に選ばれてきたのであった。彼らだけに限らず、当然ながら、50 人の諮議局員一人一人が、奉天各地、各界に強い勢力を有していた。このうち、筆者は遼陽選出の副議長袁金鎧、議員徐珍については小さな論文をまとめたことがある²⁵⁾。遼陽山葉鋪、吉洞峪の在地有力者であった二人は義和団、日露戦争の際に郷村の自衛組織である「郷団」を組織し、遼陽では隠然とした勢力を有していた。特に袁金鎧は「郷団」が解散した後も、そのまま遼陽の巡警機構を掌握し続けていたという。また、撫順選出の張煥域²⁶⁾、鉄嶺の劉東娘²⁷⁾などの家も、地方の名望家として奉天では大変有名であった。特に、撫

奉天地方官僚集団の形成

表 6 奉天諮議局議員

姓 名	当選時 年齢	貫籍	科挙制度の 下での身分	姓 名	当選時 年齢	貫籍	科挙制度の 下での身分
呉景濂	37	寧遠	挙人	薛俊升	58	義州	挙人
孫百斛	46	承德	進士	杜贊宸	55	綏中	歳貢
袁金鎧	40	遼陽	歳貢	英桂	51	莊河	附貢
陳瀛州	43	鉄嶺	挙人	任聖之	51	蓋平	恩貢
毛椿林	38	法原	附生	斎庚雲	50	錦西	恩貢
温広泰	52	義州	增生	張允中	50	西豊	挙人
永貞	43	遼陽	拔貢	杜培元	49	鳳凰	副貢
書銘	37	開原	附生	薰成珠	49	彰武	
劉興甲	31	昌図		高瀛海	46	蓋平	優貢
張程九	52	遼中	歳貢	福珠隆阿	47	鉄嶺	挙人
王香山	50	安東	增生	桂林	45	法庫	恩貢
牟維新	32	復州		周連昌	44	蓋平	恩貢
呉国珍	56	義州	進士	鄭宗僑	43	康平	
王蔭棠	37	海竜	稟生	王文閣	43	懷德	附生
王化宣	39	鎮安	拔貢	李冠英	43	洮南	武庠生
鹿鳴	43	奉天	挙人	恵如霖	41	鎮安	附貢
王玉泉	44	海城	挙人	蕭露恩	40	広寧	附生
焉泮春	47	復州	稟貢	薰之威	39	寛甸	附生
王星原	42	盤山	附生	杜燮銓	38	東平	歳貢
辛西山	48	懷仁	附貢	楊鴻序	38	海竜	
馬芳田	76	義州	進士	華鏡堂	37	莊河	附生
徐珍	61	遼陽		殷廷璋	35	安東	
王在鎬	61	海竜	附貢	張煥棧	35	撫順	貢生
宋聯琦	59	復州	附生	楊雲淑	33	莊河	附生
劉東煊	58	鉄嶺		王伯黜	32	奉化	

史料：『奉天通史』巻160「選挙7 新選挙」51-52頁（洋装本 第4冊 3725頁）張朋園『立憲派与辛亥革命』（中央研究院近代史研究所，民国58年）248-250頁

順の張氏は、張榕（辛亥革命時、奉天における「同盟会」指導者）、張煥相（後の「満洲国」司法大臣）といった奉天政界の名士を輩出したことで良く知られている。

こうした奉天諮議局議員の多くが、既に功成り名遂げた老官僚といった

類の人物ではなかったという点は、注目に値する。年齢が60歳を超えていたのは、馬芳田（76歳）、王在鎬（61歳）、徐珍（61歳）の3人にすぎず、議員の平均年齢は僅か45歳であった。議長の呉慶濂は37歳、副議長の袁金鎧、孫百斛もそれぞれ40歳、46歳という若さであり、王伯勲、劉興甲、牟維新などは弱冠31-32歳であった。諮議局議員の年齢が若いということは、科举制度のもとでの彼らの身分にも表れている。進士は僅か3人であり、挙人も7人を数えたに過ぎない。多くの議員は貢生程度か、あるいは何の資格も有していなかった。したがって、伝統的な清朝官僚の視点から見れば、諮議局議員の「地位」というものは、決して高くなかったであろう。

しかしながら、多くの諮議局議員は旧来の清朝官吏にはない、優れた特長を備えていた。第一は、新たな知識である。既に述べたように、諮議局議員のうち6人までもが調査員養成会の出身者であった。さらに、自治研究所の設立、運営に携わった議員も少なくなかった。また、議長呉慶濂、議員劉興甲には日本留学の経験²⁸⁾があった。彼らが留学や調査員養成会、自治研究所等の機関で習得したことは、伝統的な四書五經の學問ではなく、「近代的」な法律、経済学、財政学等であった。日本、ロシアの侵略に直面し、内政の再建を急いでいた当時の奉天官界が、そうした「近代的」な知識を有し、実務能力のある若い人材を必要としていたことは言うまでもない。第二に、諮議局議員は各地の在地勢力の代表であり、地方の実情には精通していた。この点、中央集権的な体制のもとで各地に派遣された清朝の地方官が、なかなか任地の状況を把握出来なかったことは対象的であった。また、諮議局議員にとって、奉天地方政治の動きは何より彼らの私的な利害と密接に関わっていた。現実の問題を対処するうえで必要な知識を備え、地方の実情に通じた、若い諮議局議員達が、辛亥革命という混乱の時期を迎え、奉天地方政界で重要な役割を演じ始めることは、言わば

当然の成り行きであったと言えよう。

- 1) 前掲『満洲一般誌 草稿』巻1 445-79 頁
- 2) 奉天諮議局は当時「国会開設請願運動」を推進した各省諮議局連合会の有力な一員でもあった。李守礼「各省諮議局聯合会与辛亥革命」『中国現代史叢刊 第3冊』(正中書局, 中華民国50年) 353-54 頁
- 3) そうした研究の一つの代表として, 前掲, 張朋園『立憲派与辛亥革命』が挙げられる
- 4) 徐世昌『東三省政略』巻6「民政 奉天省」23 頁〔同書, 洋装本(文海出版社 民国54年) 第7冊 3707 頁〕
- 5) 同書, 巻6 23 頁〔洋装本, 第7冊 3707 頁〕
- 6) 同書, 巻6 16 頁〔洋装本, 第7冊 3693-94 頁〕
- 7) 同書, 巻6 23 頁〔洋装本, 第7冊 3707 頁〕
- 8) 同書, 巻6 35 頁〔洋装本, 第7冊 3731 頁〕
- 9) 同書, 巻6 34 頁〔洋装本, 第7冊 3729 頁〕
- 10) 中国科学院歴史研究所第三所主編『錫良遺稿 草稿』(中華書局, 1959年) 第2冊, 1117 頁, 〔文書番号 1021「籌備憲政第2年第2屆成績並下籌備情形摺」宣統2年2月30日上奏〕, 並びに第2冊, 1278 頁, 〔文書番号 1161「恭報籌辦憲政第3年成績摺」宣統3年2月28日上奏〕
- 11) 田辺種治郎編『東三省官紳録』(東三省官紳録刊行局, 中華民国13年) 83 頁
- 12) 同書, 96 頁
- 13) 同書, 340 頁
- 14) 同書, 187 頁
- 15) 同書, 343 頁
- 16) 同書, 352 頁
- 17) 『海竜県志(康德4年3月)』巻4 21b-24b 頁
- 18) 何東林「辛亥革命在遼陽」, 中国人民政治協商会議全国委員会文史資料研究委員会編『辛亥革命回憶録』(文史資料出版社, 1981) 第5集, 566 頁
- 19) 前掲『現代中華民国, 満洲国人名録(昭和12年版)』638 頁
- 20) 前掲『東三省政略』巻6「民政 奉天省」25-26 頁〔洋装本, 第7冊 3712-13 頁〕

- 21) 同書、巻 6 46-47 頁「光緒 33 年各属呈報戸口数目表」〔洋装本、第 7 冊 3753-56 頁〕
- 22) 前掲『錫良遺稿 草稿』第 2 冊、965 頁〔文書番号 899「籌備憲政第 2 届成績並第 3 届籌辦情形摺」宣統元年 8 月 25 日上奏〕
- 23) 前掲『立憲派与辛亥革命』13-14 頁
- 24) 当時の奉天省における平均的な農地の地価は、遼陽付近で 27 元程度、他地域で 10-16 元程度であったという報告がある。奉天農事試験場『奉天全省農業調査書』（奉天、1907）第 1 期第 1 冊、39-41 頁
- 25) 前掲、拙稿「旧奉天省遼陽の郷団指導者、袁金鎧について」
- 26) 張家については、秦誠至「辛亥革命与張榕」〔前掲『辛亥革命回憶録』第 5 集、592-611 頁〕が詳しくまとめている
- 27) 前掲『現代支那人名鑑』400 頁
- 28) 呉慶濂については、前掲『奉天派の新人と旧人』91 頁。劉興甲（法政大学留学）については、前掲『奉天通志』巻 160「選挙 7 学校卒業」18 頁（洋装本、第 4 冊、3708 頁）

3 奉天保安公会の成立

(1) 奉天省における辛亥革命

辛亥革命の時期、中国各省が相次いで清朝から独立を宣言していくなかで、東三省は清朝の「竜旗」を最後まで掲げ続けた。また、民国が成立した後も、旧東三省督総督趙爾巽が引き続いて奉天都督に任命され、清朝治下の旧体制はそのまま温存されたかに見えた。こうした事情から、「革命」の動きを論じる辛亥革命史の研究のなかにあっては、この地域は政治的な「後進地」と見なされ、あまり大きな注目を受けることはなかった。しかし、在地勢力の台頭という視点から、辛亥革命前とその後の奉天の政治体制を比較してみると、そこに大きな変化があったことに気付く。つまり、

辛亥革命を契機として、この地域の行政の実権が中央政府派遣の地方官から地元有力者の手に移り始めたのであった。本章は「奉天保安公会」という機関に焦点を当て、この問題を論じる。その前に、まず、奉天における「辛亥革命」の経緯を簡単にまとめておこう。¹⁾

清朝からの独立は達成しなかったものの、辛亥革命期、奉天省でも遼陽等の各地で激しい「反清運動」が展開された。²⁾ また、かねてから顧人宜、顧人邦等の聯庄会指導者によって率いられていた復州、莊河等の「抗税抗捐運動」も、関内各省の情勢と呼応して反清運動としての性格を強めていった。³⁾ こうした奉天の反清運動を中心的に担った組織は、光緒 32 年（1906）宋教仁、張榕、呉祿貞、藍天蔚等によって設立された「同盟会遼東支部」であった。⁴⁾ ただし、当時、東三省が日本、ロシアによる侵略の危機に直面していたことは、この地域の反清運動の行方に大きな影響を与えることとなった。つまり、日本の武力干渉を警戒した張榕等の同盟会指導部は、当初、奉天地方権力に対する武力闘争を控える方針を掲げた。彼らの狙いは、諮議局、あるいは本章が取り上げる奉天保安公会内部で主導権を握ることにより、政治的に総督趙爾巽に対し清朝からの独立を迫ることであった。しかし、同盟会遼東支部のこの計画は失敗に帰した。諮議局、また、自らがその成立に参加した奉天保安公会においても、彼らは結局指導的な力を獲得することが出来なかったのである。そこで、張榕等は奉天保安公会とは別に、「聯合急進会」という組織を結成し、省内各地の反清運動への支援を強化していった。⁵⁾

一方、総督趙爾巽は北京中央、関内各省の動向を睨みながら、東三省の秩序を維持することに全力をあげた。武昌における新軍の蜂起の報に接し、まず、趙爾巽は奉天中央、及び省内各地に奉天保安公会を設立し、地方官のみならず、民間の有力者もが治安維持の任に当たる体制を確立していった。⁶⁾ さらに、この奉天保安公会の設立を契機に、趙爾巽は張作霖の軍隊を

洮南から奉天に移駐せしめ、張の武力をもって奉天地方権力の足下を固め⁷⁾た。また、趙爾巽は清朝からの独立を唱えた有力な新軍指導者、第二混成協統藍天蔚等を関外に放逐し、省内の反清運動を封じこめることを図った⁸⁾のである。

聯合急進会が結成された後、奉天地方権力に対する武装闘争は奉天各地に拡大していった。こうした情勢のなかで、趙爾巽等は奉天の反清運動指導部を一挙に弾圧することを計画した。宣統3年12月、趙爾巽の意を受けた張作霖の配下は聯合急進会の会長張榕をはじめとして、多くの同盟会会員を一斉に殺害したのである。⁹⁾これにより、奉天中央の反清勢力はほぼ壊滅状態に置かれたという。こうした事態の報告を受けて、南京臨時政府は奉天から追放された藍天蔚を「関外都督」に任命し、藍の率いる北伐軍を山東から遼東に上陸させた。藍天蔚の軍隊は顧人宜、顧人邦等の聯庄会の反清武装勢力と合流し、遼東半島の各地を南から占領していった。¹⁰⁾藍天蔚の軍隊の北進、また、これに呼応する奉天各地の反清運動の展開は、奉天地方権力に対する重大な脅威となりつつあった。しかし、1912年2月、いわゆる「南北和議」が成立し、南京政府は藍天蔚に対しその軍隊を遼東から撤兵するよう命じた。実際、この命令を受けた藍天蔚、顧人宜等は北伐軍を奉天省から山東省烟台に撤収してしまった。¹¹⁾その結果、奉天地方権力に対する脅威は取り除かれ、趙爾巽を頂点とする旧体制がそのまま奉天では維持されることとなったのである。

以上が奉天省における辛亥革命の簡単な経緯である。細かい事実経過について論述することはここでは省略し、こうした奉天地方政治の動きのなかで、諮議局議員等の在地勢力がどのように奉天の統治機構を掌握していたのかという点を考察していこう。

(2) 奉天保安公会の成立

関内各省が相次いで清朝からの独立を宣言し、また、宣統帝の退位という事態もが予想される情勢のなかで、趙爾巽等の清朝官吏が自らの手だけで奉天省内の秩序を維持していくことは極めて困難であった。清朝中央から派遣された地方官が引き続いて奉天各地を有効に統治していくためには、まず、各在地を実際に支配する民間有力者の協力を得ることが急務であった。さらに、予想される清朝崩壊という事態に対しても、趙爾巽等は予め布石を打っておかなくてはならなかった。つまり、中央政府に政治的な空白が生じた場合に備え、奉天省としての意志決定を行えるような体制を確立しておくことである。そのためには、奉天地元有力者との提携は必要不可欠であった。

一方、省内の秩序を維持することは、奉天在地勢力にとっても重要な関心事であった。そこで、諮議局議員等の奉天地元有力者は公権力との関係を強化しつつ、彼ら自身が省の行政に深く関与する機会を求めていった。こうした思惑が交差するなかで、宣統3年9月21日、諮議局において奉天保安公会が設立された。

奉天保安公会の設立目的は、公には秩序の維持という点だけに限定されていた。奉天保安公会草案の第一条によれば、この会は地方の公安を保衛するために設けられ、奉天省内に居住する全ての満洲族、漢族、回族、蒙古族、また外国人の生命、財産を守ることをその任務としていた。保安公会の組織の概略を示すと、東三省総督が会長の職に就き、さらに副会長二人、参議部総長、各部（外交部、軍政部、財政部、内政部、執法部、教育部、勸業部、交通部）の部長八人が奉天保安公会の指導部を形成した（同、第5,6条）。また、奉天各府、庁、州、県には保安公会の分会を設け、現¹²⁾地の地方官をその分会長とすることが規定されていた（同、第9条）。

奉天保安公会はあくまで清朝の公的な行政機構の補助機関であると位置付けられていた。奉天保安公会草案の第四条には、「この会は保安を職務とし、行政の権を補助する」と明記されている。¹³⁾つまり、奉天保安公会の成立には何ら奉天省独立の意志がないことを、この条項は表明している。保安公会設立2日後の9月23日、趙爾巽はこの点を強調して、北京の各部院に次のような電報を送っている。そこには、「奉省の紳、商、軍、学各界は議して保安会を設ける。人道の尊重、中外の民の命、財産の保全をもって宗旨となす。公挙して（趙）爾巽を会長となし、諮議局議長吳景濂、39協協統伍祥楨を副会長となす。本月21日成立す。部長を委派し、各員は会事を分執し、省外各属には均しく分会を立て、地方長官をもって会長となす。本省の行政の事宜、照常にて辦理するを除くの外、保安の事宜は均しく会内より執行す。各国領事も均しく賛成を意ふ」¹⁴⁾とある。

しかし、奉天保安公会を単なる公的行政機構の補助機関として理解することは出来ない。この点を、奉天保安公会幹部の氏名を記した表7から見てみよう。この表が示すように、会長の趙爾巽をはじめ、保安公会各部の部長には確かに清朝の官吏が就任した。彼らは奉天地方官としての従来の職務をそのまま継ぐ形で、奉天保安公会各部の部長に就いた。例えば、外交部長には奉天交渉使の許鼎林、勸業部長には勸業道の肅応椿、内政部長には民生使の張元奇、財政部長には度支使の朱鐘琦、教育部長には提学使の劭章、執法部長には高等検察庁検察長の汪世杰が就任したといった具合である。さて、ここで興味深いのは副部長の人選である。外交部副部長には日本通の于冲漢、勸業部副部長には孫百斛、交通部副部長には劉興甲、軍政部副部長には張作霖、教育部副部長には曾有翼、内政部副部長には王蔭棠がそれぞれ就いた。彼らは奉天諮議局の有力議員、或いは奉天各界の実力者であった。副部長に就任した者のうち、他省出身者は、財政部副部長熊希齡、執法部副部長安茂寅だけにすぎない。

奉天地方官僚集団の形成

表 7 奉天保安公会幹部氏名

() 内は出身地

総会長	趙爾巽（奉天）東三省総督
副会長	伍祥楨（雲南）陸軍第 20 鎮第 39 協統領 吳景濂（奉天）奉天諮議局議長
参議部総長	袁金鎧（奉天）奉天諮議局副議長
副長	蔣方震（浙江）総督軍事総参謀 張榕（奉天）（同盟会遼東支部長）
外交部長	許鼎霖（江蘇）奉天交渉使
副長	于冲漢（奉天）（日本通の奉天地元有力者）
交通部長	袁良（浙江）
副長	劉興甲（奉天）奉天諮議局議員
勸業部長	蕭應楹（雲南）奉天勸業道
副長	孫百斛（奉天）奉天諮議局副議長
軍政部長	聶汝清（安徽）陸軍第二混成協統領
副長	張作霖（奉天）奉天前路巡防隊統領
財政部長	朱鍾琦（安徽）奉天度支使
副長	熊希齡（湖南）奉天塩運使
教育部長	邵章（浙江）奉天提学使
副長	曾育翼（奉天）（奉天教育会の実力者）
内政部長	張元奇（福建）奉天民政使
副長	王蔭棠（奉天）奉天諮議局議員
執法部長	汪世杰（浙江）高等検察庁検察長
副長	安茂寅（山東）

『盛京時報』宣統 3 年 9 月 24 日，同 9 月 27 日の記事より作成

奉天保安公会各部の副部長の職に就いた奉天地元有力者が，この会内部で強い勢力を有していたであろうことは容易に想像できる。なぜならば，会長趙爾巽をはじめ，各部の部長の地位に就いた清朝官吏の権力は，そもそも清朝中央政府から与えられていたものであり，その清朝自身がすでに崩壊の危機に瀕していた。一方，于冲漢等の各部副部長は奉天各地，各界の実力者であり，省内各地における秩序の維持は実際にはこうした在地勢力の手にかかっていた。趙爾巽をはじめとする清朝官吏が，地元の有力者である副部長の意向を無視して，保安公会の運営にあたることはまず困難

であつたろう。このことは、袁金鎧が参議部総長の地位に就いたことにも示されている。諮議局副議長であつた袁金鎧は奉天保安公会設立の中心人物の一人であり、総督趙爾巽の懐刀のような存在であつたと言われている。保安公会草章第八条には、「参議部を設け、本会の最高顧問機関となす。或いは特殊な事務を執行することをもって任となす¹⁵⁾」とあり、参議部は保安公会の要としての役割を果たしていた。奉天地元有力者を率いた袁金鎧は、この参議部の責任者の地位に就き、保安公会内部で大きな影響力を行使していたのである。

奉天各地の地方官は保安公会の地方分会の会長に就き、保安公会中央の統制のもとにおかれていた。したがって、奉天保安公会内部で地元有力者が強い影響力を行使していたとすると、そのことの持つ意味は重大であつた。つまり、奉天の民間有力者が中央政府から派遣された各州県の地方官を事実上その配下におくという事態が生まれていたのである。そのことは、それまでの官と民間との関係が逆転してしまったことを意味する。次に、こうした奉天保安公会に結集した地元有力者の動きを、実際に当時の史料から検討してみよう。

(3) 辛亥革命期における奉天地元有力者の活動

中国第一歴史档案馆編『清代档案史料叢編 第八輯』には「東三省辛亥革命史料」という副題が付けられている。この史料集のなかには、奉天保安公会の幹部等が総督趙爾巽に宛てて送った書簡、稟文等がかなりの数収められている。辛亥革命の混乱のなかで奉天地元有力者が果たした役割、また彼らと地方官との関係をこうした史料から読み取ることが出来る。

例えば、宣統3年10月初8日、復州選出の諮議局議員牟維新¹⁶⁾は趙爾巽に対し復州の情勢を詳しく報告している。既に述べた様に、牟維新は調査員養成会の出身であり、当時、復州では顧仁宜等の率いる「抗税抗捐」闘

争が展開していた。この書簡によれば、恐らく奉天中央の命令を受けて復州瓦房店に戻っていた牟維新は、その地の文武官及び民間の有力者を率い、顧仁宜等の動きに備えていた。この趙爾巽への手紙のなかで、牟維新は、顧仁宜等の率いる集團の人数は伝えられている程は多くないものの、そのなかに3-4名の日本人が含まれていること、また、顧仁宜等が彼らの家屋を抵当にして横浜正金銀行から軍資金を調達していること等の貴重な情報を寄せている。諮議局議員であった牟維新が郷里復州の秩序維持に積極的な役割を果たしていたこと、また、彼が民間有力者だけでなく、清朝官吏をも指揮していたという事実を、この書簡から読み取ることが出来よう。

既に述べたように、奉天保安公会の中枢を掌握していた人物の一人が参議部総長袁金鎧であった。彼は奉天在地勢力を動員して東三省各地、奉天中央、さらに北京中央の情勢を探ることに精力を注いでいた。袁の収集した情報と彼の助言は、総督趙爾巽の政策決定に重要な指針を与えていたようである。この点をいくつかの史料から裏付けてみよう。まず、宣統3年11月30日、袁金鎧は趙爾巽に対し一通の稟文を送っている¹⁷⁾。そのなかで、袁金鎧は遼陽出身でハルビン（哈尔滨）の商会に勤める羅聯伍という人物が寄せてきた情報を記している。遼陽は袁金鎧の郷里である。それによれば、ハルビンの「匪党」がウラジオストク（海参崴）経由で武器を搬入し、近々蜂起するという計画があった。鎧金鎧からこの報告を受けた趙爾巽は即刻、吉林巡撫陳昭常とハルビンの地方官李家鏊にその取り締まりを命じている¹⁸⁾。この事例などは、鎧金鎧のもたらす情報が実際に総督趙爾巽を動かしていたことを端的に示している。

奉天中央における反清運動指導者の動向についても、趙爾巽は袁金鎧から貴重な情報の提供を受けていた。例えば、宣統3年10月の趙爾巽への稟文のなかで、袁金鎧はその前日に奉天聯合急進会会長張裕と会っていたことを報告している¹⁹⁾。この時期、袁金鎧と張裕とは度々会っていたらしい。

その政治的主張には大きな隔りがあったが、彼らはともに奉天地元の有力者であり、個人的にはかなり親しかったようである。この報告のなかで、袁金鎧は張榕から得た情報をもとに、奉天の反清運動に対する二通りの対応の仕方を議論している。第一の方法は、張榕が奉天の反清運動指導者を説得し、彼らを奉天から立ち去らせるというものである。張榕の説得を聞き入れるであろう人物として、張根仁（聯合急進会副会長）、柳大年（同副会長）、李徳瑚（同副会長）、辜天保（同軍務部長）等の名前がここで挙げられている。第二の方法は、武力をもって反清運動を弾圧し、さらに奉天省の有する軍事力を動員して積極的に清朝を擁護していくというものである。張榕は袁金鎧のこうした議論を聞き、もし第一の方法が採られたならば自らは遠方に避難し、第二の方法が採られたならば、「死すといえども畏れず」と述べたとある。その後、張榕等の反清運動指導者が弾圧されていった経緯を考えると、袁金鎧の寄せたこうした情報が奉天公権力の行動を決した重要な判断材料であったことが想像できる。

北京中央及び各省の動向を掴み、奉天省としての対応を探ることは、総督趙爾巽にとっては緊急の課題であった。しかし、革命の混乱のなかで、北京中央の正確な状況が公の情報伝達機構を通して各地方の官吏に十分伝えられていたかどうかは疑問である。趙爾巽にすれば、あらゆる手段を通じて清朝中央の情勢をつかむ必要があった。こうした趙の要求にも袁金鎧は十分応えていたようである。奉天保安公会参議部総長であった袁金鎧は奉天地元の人間を北京に派遣し、中央の情勢を掌握することに務めた。袁金鎧のために北京で情報収集にあたっていたのは、海竜県出身の奉天諮議局議員、奉天保安公会内政部副部長王蔭棠、及び奉天保安公会教育部副部長曾育翼であった。王蔭棠は後に衆議院議員（国民党）となり、反袁世凱²⁰⁾の急先鋒として活動した。曾育翼も後に張作霖政權のもとで山海関監督等²¹⁾を務めた人物である。「東三省辛亥革命史料」には、王蔭棠が袁金鎧に宛

てた三通の手紙が収められている。その日付は宣統元年12月1日、5日、²²⁾²³⁾
²⁴⁾11日であり、宣統帝の退位をめぐる北京の情勢が緊迫した時期であった。
 これらの手紙を添えて、袁金鎧は趙爾巽に北京情勢を逐一報告している。
 王蔭棠はまず1日付の手紙で、袁世凱の主導のもとで北京政界が宣統帝退
 位の方角で急速に動いていたこと、5日の手紙では、慶親王、肅親王等の
 清朝王侯貴族の共和制移行に対する抵抗、また袁世凱の意を受けた趙秉鈞、
 梁敦彥、胡惟徳といった政府高官の宣統帝退位を迫る動き等を詳しく報告
 している。

王蔭棠はこうした手紙のなかで、総督趙爾巽が張作霖、馮德麟の軍隊、
 及び民団を動員して袁世凱の動きを牽制し、奉天省が共和制への移行を阻
 止する中心的な役割を担うよう求めている。5日付の手紙では、「袁党苟く
 も再び乱を作せば、外国兵力を使用するを除き、実に良策無し。外兵の借
 用は報酬を須ひ、損失有るなり。然れども其の輕重を權れば、縦ひ損失有
 るとも全亡に愈る。(略)唐の回紇を用ふるは非計なるも、もし当時回紇
 を用ひざれば、恐らく唐の亡は五季を待たず」と記し、趙爾巽が日本総領
 事と密かに交渉し、袁世凱の動きを牽制するために日本から軍事援助を得
 ることを提案している。²⁵⁾

既に述べたように、趙爾巽は宣統3年12月、奉天保安公会軍政部副部
 長に就任した張作霖の軍隊を動員して張榕等の反清運動指導者を殺害し、
 さらに日本の干渉を利用して藍天蔚の行動を牽制することに成功した。袁
 金鎧に宛てた王蔭棠の手紙の内容が、趙爾巽の具体的な政策に如何に反映
 されていったかは明らかではない、しかし、王蔭棠の主張通り、趙爾巽は
 張作霖、馮德麟の軍隊、また日本の力を利用し、奉天の「独立運動」を弾
 圧したのであり、彼の手紙の内容が当時の情勢の核心をついていたことは
 確かであろう。

以上のいくつかの史料が具体的に示していたように、辛亥革命時、奉天

地元の有力者は保安公会のもとに結集し、省内、及び北京中央の情勢を探りながら省内各地の秩序維持にあたった。こうした有力者を支え、またその手足として動いたのが、諮議局、さらに各地の議事会、董事会等の「自治組織」を構成した在地勢力であった。こうした在地勢力の協力を得ることによって、当時の奉天地方政府ははじめて省内を統治し続けることが出来たのである。既に、中央政府派遣の地方官の統治力は大きく後退していた。奉天保安公会は表向きには清朝の旧統治機構をそのまま改組し、清朝の地方官を中心にして成立したかのように見えた。しかし、実際にその中枢を制したのは参議部総長、各部の副部長を務めた地元有力者であった。そして、奉天保安公会の中核を形成した袁金鎧、于冲漢等の地元有力者は、やがて、辛亥革命後の奉天地方政界で大きな影響力を行使し始めていったのである。奉天保安公会の成立は旧来の中央集権的な体制を掘り崩し、奉天在地有力者が省の政治を掌握するための途を切り開いたと理解できよう。ここに、奉天地方官僚集団が形成され始めたのである。

- 1) 東三省の辛亥革命についての先駆的な研究として、李時岳「辛亥革命時期、東三省革命与反革命的闘争」『歴史研究』1959年第6期。また、寧武「東北辛亥革命簡述」〔前掲『辛亥革命回憶録』第5集、536-559頁〕。最近の研究としては、前掲『近代東北史』の「第11章 武昌起義与東北改旗」が奉天における辛亥革命の経緯を詳しく論じている。日本の研究では、西村成雄「東三省における辛亥革命」『歴史学研究』第358号（1970年）〔同『中国近代東北地域史研究』（法律文化社、1984年）所収〕
- 2) 前掲、何東林「辛亥革命在遼陽」
- 3) 前掲『近代東北史』381頁
- 4) 前掲、寧武「東北辛亥革命簡述」
- 5) 前掲『近代東北史』378-79頁
- 6) 同書、376頁
- 7) 同書、375頁
- 8) 同書、376、379頁

- 9) 同書, 389 頁
- 10) 同書, 388, 390-91 頁
- 11) 同書, 392 頁
- 12) 中国第一歴史档案館編『清代档案史料叢編 第8輯』(中華書局, 1982) 15-16 頁〔文書番号 31「奉天保安公会草案」〕
- 13) 同上
- 14) 同書, 14 頁〔文書番号 29「東三省総督趙爾巽致各部院大臣等電稿」〕
- 15) 同書, 15-16 頁〔文書番号 31「奉天保安公会草案」〕
- 16) 同書, 40-41 頁〔文書番号 68「牟維新等致趙爾巽函」〕
- 17) 同書, 126 頁〔文書番号 211「袁金鎧致趙爾巽稟文」〕
- 18) 同書, 127 頁〔文書番号 212「東三省総督趙爾巽致吉林巡撫陳昭常電稿」〕, 並びに同書, 127 頁〔文書番号 213「東三省総督趙爾巽致李家鏊電稿」〕
- 19) 同書, 91-92 頁〔文書番号 157「袁金鎧致趙爾巽稟文」〕
- 20) 北京支那研究会編『最新 支那官紳録』(支那研究会, 大正7年) 150 頁
- 21) 前掲『現代中華民国・満洲帝国人名鑑(昭和12年版)』654 頁
- 22) 前掲『清代档案史料叢編 第8輯』132-33 頁〔文書番号 225「袁金鎧致趙爾巽稟(附王蔭棠等函)」〕
- 23) 同書, 136-37 頁〔文書番号 231「王蔭棠致袁金鎧等函」〕
- 24) 同書, 142-43 頁〔文書番号 241「王蔭棠致袁金鎧等函」〕
- 25) 同書, 137 頁〔文書番号 231「王蔭棠致袁金鎧等函」〕

結びに代えて

辛亥革命の後、奉天省の行政機構は北京中央から派遣された官僚と奉天出身の有力者の双方によって掌握されることになった。表2が示すように、民国2年(1913)には、張錫鑾、許世英、宋厚、趙臣翼、姜思治といった旧清朝官僚のなかに混じって、地元出身の袁金鎧、于冲漢、馮紹唐等が奉天省地方政府の財政司長、実業司長、特派交渉員という要職に就いていた。このことは、奉天保安公会の体制がそのまま維持され、また、清朝の時代

の地方官の「本籍廻避」の制度が完全に崩壊したことを示している。その後、奉天出身の実力者は次第に他省出身の官僚を駆逐し、彼らが奉天地方政府の重要な役職を独占するようになった。表3が示すように、民国17年(1928)になると、奉天省政府の高官のうち、東三省以外の出身者は直隸の馬竜潭、王家勲、山東の孟昭漢等を数えるにすぎない。このように、張作霖政権の成立やその歴史を考察していくうえで、張政権を下から支えた奉天出身の地方官僚集団の存在を忘れることは出来ない。

「満洲国」の時代になると、再び奉天出身の地方官僚と他地域出身の官僚との対抗関係といったものが生まれてきた。まず、「満洲国」政府の中樞を握る官職には日本人官僚が任命された。さらに、宣統帝溥儀のもとには鄭孝胥、羅振玉といった旧清朝の遺臣が控えており、彼らも「満洲国」國務総理、参議府参議といった高官に任命された。一方、袁金鎧、于冲漢といった奉天在地の実力者も「満洲国」の「成立」に功績があり、それぞれ参議府参議、監察院長といった役職に就くことになった¹⁾。つまり、「満洲国」の成立とともに、奉天の在地有力者、地元出身の地方官僚は日本人官僚、さらに、他省出身の官僚を再びこの地に迎えたのである。では、「満洲国」の政治体制のなかで、奉天出身の地方官僚は如何なる扱いを受けたのであろうか。日本が旧「満洲」の地を有効に支配していくためには、まず、この地域の在地勢力と、彼らを代表する地方官僚の協力を得ることが是非とも必要であった。したがって、こうした地方官僚にはそれなりの地位と権力を与える必要があったと言える。しかし、その一方、在地勢力を代表する地方官僚に強い権力を与えてしまうことは、「満洲国」の中央集権的な体制を維持していくうえで危険なことであり、何よりも、それは日本の「満洲」支配を危うくするものであった。如何に在地勢力を公権力のなかに組み込んで統治していくかという、中国歴代の王朝が抱えた問題が²⁾ 実に「満洲国」の場合にも存在していたのである。このように、本稿が論

じた辛亥革命期における奉天地方官僚集団の形成過程の問題は、張作霖、張学良政權、さらに「満洲国」の時代の奉天省の歴史を考察していくうえでも重要な意味を有している。そこで、辛亥革命以後の奉天地方官僚の問題については、また稿を改めて詳しく検討してみたい。

- 1) 「満洲事変」の後、袁金鎧、于冲漢等は日本軍の「満洲」占領に呼応して、奉天地方自治会、地方維持委員会を結成した。（「満洲国」）国務院統計編纂処『大同2年刊行 第1次満洲国年報』（国務院統計処、1933年）11-13頁
- 2) 本稿が用いた「在地勢力」、あるいは「地元有力者」という語の示す具体的中身については、さらに掘り下げて検討する必要がある。例えば、彼らと土地所有関係、官僚機構との関わりについて実証的に分析していくことを筆者の今後の課題としたい。